

第6期粕屋町障がい福祉計画／第2期粕屋町障がい児福祉計画（案）

に対する意見を募集します

意見募集期間

令和3年1月13日（水）から令和3年2月11日（木）まで

粕屋町では、現在「第6期粕屋町障がい福祉計画／第2期粕屋町障がい児福祉計画」を作成中であり、本年3月に計画策定を完了する予定です。この計画は令和3年度から令和5年度までの3年間で期間とし、障がいのある人が安心してともに暮らせるやさしいまちを目指します。

このたび計画の素案がまとまりましたので、皆さまに公表するとともに、パブリックコメント（意見募集）を行います。

■障がい福祉計画について

「障害者の日常生活及び社会生活を相互的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めることを目的に策定するものです。

■障がい児福祉計画について

「児童福祉法」第33条の20の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めることを目的に策定するものです。

○閲覧場所

- ・粕屋町役場「1階 町政情報コーナー」「1階 介護福祉課」
- ・健康センター
- ・粕屋フォーラム（図書館）
- ・サンレイクかすや

※粕屋町ホームページ（[トップページ](#)）>行政・まちづくり>情報公開>パブリックコメント）にも掲載しています。

○意見を提出できる方

- ・町内に在住・在勤・在学している方
- ・町内に事業所などを有する方
- ・町に納税義務を有する方
- ・案件について利害関係を有する方

○意見提出方法

(1) ご意見は、下記のいずれかの方法でお寄せください。

- ・ 郵送の場合 〒811-2392 粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 介護福祉課 障害者福祉係 宛
- ・ ファックスの場合 092-938-9522
- ・ 電子メールの場合 bosyu アットマーク town.kasuya.fukuoka.jp
(送信時にはアットマークを@に変更してください)
- ・ 回収箱の場合 閲覧場所に備え付けの回収箱にお入れください。
- ・ 直接持ち込みの場合 粕屋町役場 介護福祉課 障害者福祉係

(2) 意見書の様式は、粕屋町役場（町政情報コーナー、介護福祉課）、健康センター、粕屋フォーラム（図書館）、サンレイクかすやにも備え付けています。
なお、(3)の項目が記載してあれば任意の様式でも受け付けます。

(3) ご意見には、次の項目を記入してください。

- ・ 案件名「第6期粕屋町障がい福祉計画／第2期粕屋町障がい児福祉計画」
- ・ 住 所（事業所等の場合は所在地）
- ・ 氏 名（事業所等の場合は事業所名称と担当者氏名）
- ・ 連絡先 電話番号又はメールアドレス
- ・ 意 見 ①該当項目
(資料のページ番号など、どの部分についてのご意見であるか明記してください)
②意見の内容
(理由も記入してください)

○その他

意見募集後に、ご意見に対する町の考え方は公表させていただきますが、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

なお、ご意見を提出された方の住所・氏名は公表いたしません。

○問合せ

〒811-2392 粕屋町駕与丁一丁目1番1号 粕屋町役場 介護福祉課 障害者福祉係
TEL092-938-0229/FAX092-938-9522